○厚生労働省告示第三百九十七号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十二日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第2に第8部として次のように加える。

第８部　追　補　⑷

内　用　薬

品名	規格単位
（あ）	
アムロジピン内用ゼリー2.5mg「ＣＨ」	2.5mg１包
アムロジピン内用ゼリー５mg「ＣＨ」	５mg１包
アリスリズムカプセル25	25mg１カプセル
アリスリズムカプセル50	50mg１カプセル
アルマール錠５	５mg１錠
アルマール錠10	10mg１錠
アレジオテック錠10	10mg１錠
アレジオテック錠20	20mg１錠
アログリセムカプセル25mg	25mg１カプセル
（い）	
イソクリン糖衣錠５	５mg１錠
（う）	
ウロスロールカプセル0.1	0.1mg１カプセル
ウロスロールカプセル0.2	0.2mg１カプセル
（え）	
㊟ 塩酸ベニジピン錠２mg「ＫＲＭ」	２mg１錠
㊟ 塩酸ベニジピン錠４mg「ＰＨ」	４mg１錠
㊟ 塩酸ベニジピン錠８mg「ＫＲＭ」	８mg１錠
（お）	
オメプトロール錠10mg	10mg１錠
オメプトロール錠20mg	20mg１錠
（か）	
カデメシン錠１mg	１mg１錠
カデメシン錠２mg	２mg１錠
（く）	
グロリアミン顆粒	１ｇ
（こ）	
コロンメン錠「50」	50mg１錠
コロンメン錠「100」	100mg１錠
（し）	
シグマビタンカプセル	１カプセル
シプキサノン錠200	200mg１錠
㊟ シロステート錠50	50mg１錠
㊟ シロステート錠100	100mg１錠
（す）	
㊟ スズトロン錠６mg	６mg１錠
（せ）	
セレジスト錠５	５mg１錠
（に）	
ニコランタ錠５	５mg１錠
㊟ ニバディップ錠４	４mg１錠
（は）	
ハロスミンカプセル250	250mg１カプセル
ハロスミンカプセル500	500mg１カプセル
ハロスミンドライシロップ400	400mg１ｇ
（ふ）	
複合エピサネートＧ顆粒	１ｇ
㊟ フレニード錠50	50mg１錠
㊟ フレニード錠100	100mg１錠
（め）	
㊟ メインテート錠0.625	0.625mg１錠
㊟ メインテート錠2.5	2.5mg１錠
㊟ メインテート錠５	５mg１錠
㊟ メタヒスロン錠６mg	６mg１錠
㊟ メタヒスロン錠12mg	12mg１錠
㊟ メディピース錠0.5	0.5mg１錠
㊟ メディピース錠１	１mg１錠
㊟ メルコモン錠20mg	20mg１錠
（り）	
リンブレーン細粒４％	４％１ｇ
リンブレーン錠10mg	10mg１錠
リンブレーン錠「20」	20mg１錠
（れ）	
㊟ レバミピド錠100mg「ＫＲＭ」	100mg１錠
レプリントン錠100mg	１錠
レボフロキサシン錠100mg「ＫＲＭ」	100mg１錠
レボフロキサシン錠100mg「ＤＫ」	100mg１錠